

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成22年2月10日

**【四半期会計期間】** 第68期第3四半期(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

**【会社名】** 大阪港振興株式会社

**【英訳名】** The Osaka Port Development Co., Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 松田正一

**【本店の所在の場所】** 大阪市港区築港三丁目7番15号

**【電話番号】** 大阪 06(6571)0861 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役総務部長 四宮誠之

**【最寄りの連絡場所】** 大阪市港区築港三丁目7番15号

**【電話番号】** 大阪 06(6571)0861 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役総務部長 四宮誠之

**【縦覧に供する場所】** 株式会社ジャスダック証券取引所  
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第67期 第3四半期 累計期間	第68期 第3四半期 累計期間	第67期 第3四半期 会計期間	第68期 第3四半期 会計期間	第67期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (千円)	2,039,271	1,925,051	662,194	620,310	2,686,652
経常利益 (千円)	432,613	477,867	157,486	164,960	517,132
四半期(当期)純利益 (千円)	297,234	205,725	150,937	58,180	313,067
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	—	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	—	—	2,000,000	2,000,000	2,000,000
純資産額 (千円)	—	—	4,915,931	5,118,804	4,908,580
総資産額 (千円)	—	—	9,294,826	9,051,682	9,308,376
1株当たり純資産額 (円)	—	—	2,460.69	2,562.32	2,457.09
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	優先149.75 普通145.54	優先103.94 普通99.79	優先76.50 普通72.39	優先30.05 普通26.01	優先157.68 普通153.46
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	優先13.00 普通9.00
自己資本比率 (%)	—	—	52.9	56.6	52.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	9,732	185,345	—	—	268,717
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△145,034	△306,985	—	—	△98,051
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△146,934	△71,693	—	—	△188,242
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	—	421,252	492,576	685,911
従業員数 (名)	—	—	30	28	30

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は関連会社を有しておらず、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。















































# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

大阪港振興株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本高郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 廣田壽俊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大阪港振興株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第67期事業年度の第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、大阪港振興株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

大阪港振興株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本高郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 廣田壽俊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大阪港振興株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第68期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、大阪港振興株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成22年2月10日

**【会社名】** 大阪港振興株式会社

**【英訳名】** The Osaka Port Development co.,Ltd

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 松 田 正 一

**【最高財務責任者の役職氏名】** ー

**【本店の所在の場所】** 大阪市港区築港三丁目7番15号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社ジャスダック証券取引所  
(東京都中央区日本橋茅場町5番8号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長松田正一は、当社の第68期第3四半期(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。